

「資格情報のお知らせ」は 医療機関等がマイナ保険証に対応していないときにも 使用場合があります

医療機関等がマイナ保険証に対応していないなど、**マイナ保険証で資格確認ができない場合は、マイナ保険証と「スマートフォンの資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」を併せて提示することで受診できます。**



**マイナ保険証の利用登録方法や、
保険診療を受ける際に必要なものを
わかりやすくまとめています！**

公立学校共済組合本部発行の
“使って便利！マイナ保険証”
リーフレットはこちら



公立学校共済組合LINE公式アカウントの友だち追加方法

方法
1

スマートフォン等のカメラから右の2次元コードを読み取ってください。

方法
2

LINEアプリホーム画面の「友だち追加」から検索画面の「ID」を選択し、
「@kouritukyosai」を入力の上、友だち追加してください。

各事業の
最新の情報を
お届け





使って便利！



マイナ保険証

令和6年12月2日以降、現行の健康保険証の発行が終了し、マイナ保険証（健康保険証として利用するための登録をしたマイナンバーカード）を基本とした制度に移行します。

医療機関等で保険診療を受ける際はマイナ保険証が基本となりますが、マイナ保険証を利用登録していない等、状況によって必要なものが異なります。

なお、発行済の組合員証や被扶養者証は、最長で令和7年12月1日までは健康保険証として使用可能です。

医療機関等で保険診療を受ける際に必要なものは中面をご確認ください。



タンキちゃん

＼ マイナ保険証を利用するメリット /

面倒な手続きが不要！

- ▶ 窓口で限度額以上の支払いが不要になる
- ▶ 被扶養者が就職等により資格を喪失したとき、マイナ保険証なら返却不要

より良い医療が受けられる！

- ▶ 過去の診療情報を医師と共有でき、重複検査や重複投薬などのリスクが減少
- ▶ 事故や災害時でもお薬情報が連携される

マイナ保険証登録がまだの方はお早めにご登録ください。

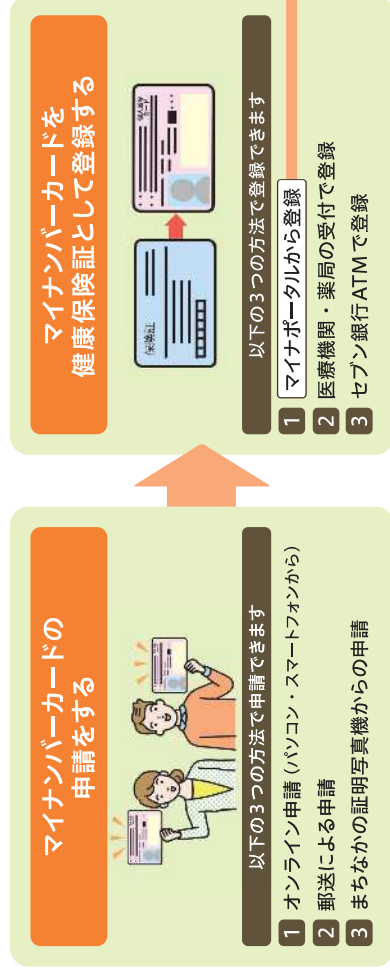


公立学校共済組合

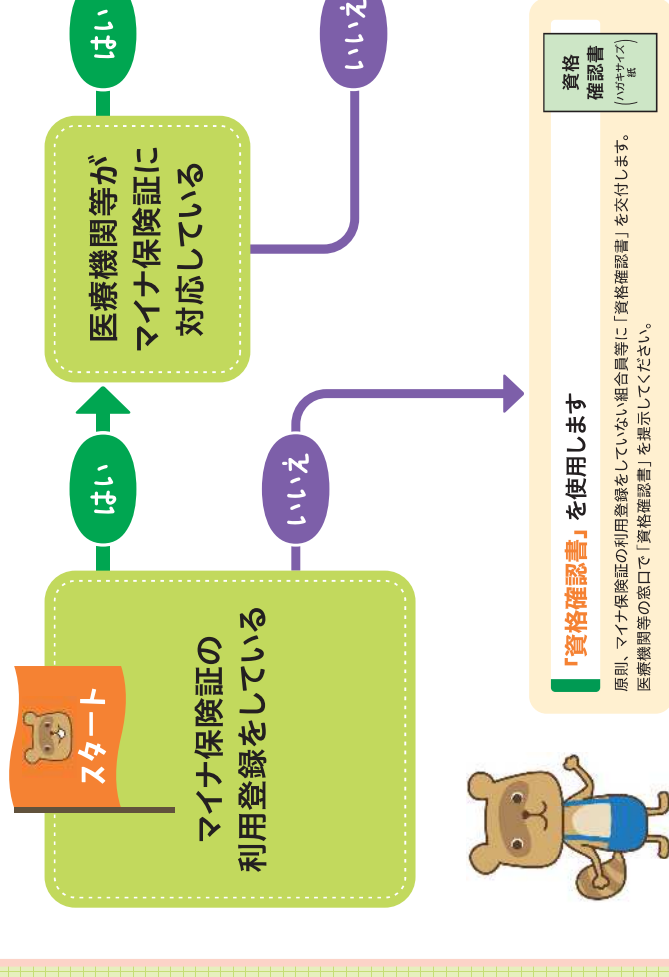
JAPAN MUTUAL AID ASSOCIATION OF PUBLIC SCHOOL TEACHERS



マイナンバーカードの健康保険証の登録をするには



医療機関等で保険診療を受ける際に必要なもの



注 組合員および被扶養者の皆さまの状況に応じて、資格確認書および資格情報のお知らせの発行を予定しています。詳細については、決まり次第、当共済組合ホームページ等でお知らせします。

「マイナ保険証」を使用します

医療機関等に設置されているカードリーダーに「マイナ保険証」を置いて、顔認証または暗証番号で本人確認を行ってください。

※顔写真は機器に保存されません。 ※マイナンバー (12桁の数字) を取り扱うことはありません。

「マイナ保険証」

「マイナンバーの資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」

を使用します

医療機関等がマイナ保険証に対応していないなど、マイナ保険証で共済組合の資格確認ができない場合は、医療機関等の受付で「マイナ保険証」と「マイナンバーの資格情報画面」または「資格情報のお知らせ」を提示してください。「資格情報のお知らせ」は、原則、マイナ保険証の利用登録をしている組合員等に交付します。



マイナ保険証 Q&A



どの医療機関・薬局で使えますか？



A 「マイナ受付」のステッカーやポスターが貼ってある医療機関等で使えます。

右のステッカーやポスターが目印です。受診しようとする医療機関等がマイナ保険証を利用できるか当該医療機関等にあらかじめご確認ください。なお、利用できる医療機関等については、厚生労働省のホームページでもご確認いただけます。



ステッカー



ポスター



マイナ保険証は、受診の度に提示が必要ですか？



A 受診の際に毎回提示が必要です。

法令により、医療機関等を受診する際には、健康保険証を毎回提出しなければならないとされています。また、健診等情報や診察・薬剤情報、処方情報、調剤情報の閲覧のため、受診の際に毎回同意をいただくこととされていますので、受診の際に毎回提示されますようお願いいたします。



子どものマイナンバーカードの保険証登録は？



A 保護者が代理で登録できます。

お子様が利用申込を行うことが難しい場合には、お子様に代わって保護者がお子様のマイナンバーカードを読み取り、4桁の暗証番号を入力するなどによって、保護者のスマートフォン端末やPCでご登録できます。

現行の健康保険証の
新規発行終了について

マイナンバーカードを
健康保険証として利用する方法

など

マイナンバーカードの健康保険証利用について、詳しくは右記の厚生労働省ホームページでご確認ください。

厚生労働省
ホームページ



マイナンバー制度・マイナンバーカードについてのお問い合わせ先

お掛け間違いのないようご注意ください。

マイナンバー 総合フリーダイヤル

無料

マイ ナン バー

0120-95-0178

平日 9:30～20:00

土・日・祝 9:30～17:30 (年末年始を除く)

マイナンバーカードの紛失、盗難等による一時利用停止については、**24時間365日受け付けます。**

発行：公立学校共済組合
制作：株式会社社会保険出版社
禁無断転載

※当リーフレットの内容は、令和6年7月時点での情報を基に作成しております。

各事業の最新の情報をお届けします！

公立学校共済組合 LINE公式アカウント
友だち追加はこちら

